

地域学校協働活動の概要と論点

国立教育政策研究所 総括研究官 志々田 まなみ

はじめに

本稿は、地域学校協働活動の概要について解説するとともに、さらなる推進を目指すための課題を考察することを目的としている。地域住民と学校関係者とが協働して子供の学びや成長を支える活動を「地域学校協働活動」という。「学校を核とした地域づくり」とも呼ばれるように、社会教育法第5条に規定されたこの活動は、子供の成長に資する活動の多様化・活性化のためだけでなく、その活動に関わる大人（保護者・教職員・地域住民）どうしの相互理解や信頼関係の構築にも重きが置かれ、今日の社会教育政策の重要な柱の一つとして推進されているものである。

地域学校協働活動とは

地域学校協働活動は、2006年に改正された教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」の条文を具現化する方策として生み出された。その背景には、家庭での子育ての孤立や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化、あるいは変化の激しい社会に対応するための学習内容の高度化等に対し、社会総掛かりで対応することが強く求められるようになってきたことがある。これまで教職員だけで担いがちであった教育的な課題の解決を、多様な地域住民（保護者、企業やNPOも含む）とともに主体的に考え、活動を創り出していくことと、そのための持続可能な仕組みづくりが、急務とみなされた。こうした情勢の中、地域学校協働活動は、授業や学校行事、部活動等の充実・最適化にむけた学校支援の活性化や、放課後や長期休暇期において子供の体験活動の充実化などを中心に、発展し続け、2017年には社会教育法によってその推進が自治体の役割と規定されるまでになった。

法整備にともない、各自治体では、地域学校協働活動を担う人材の育成やネットワーク化、学校との情報共有や連絡調整をはかる組織「地域学校協働本部」を整備していったり¹、あるいは「社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者」を地域学校協働活動推進員として社会教育法の規定に基づき委嘱・配置したりすることで、学校と地域との中間支援を行う体制づくりを進めている自治体が多い。文部科学省調査によれば、2022年5月時点で、全国に12,333本部が設置され、11,380人の地域住民が活躍している²。ただし、地域学校協働本部にも地域学校協働活動推進員にも、設置・配置のための役割や条件等が法律で規定されていないため、地域によって差違が大きい点には注

意が必要である。

地域学校協働活動は、従来から社会教育で実施されてきた「地域の教育力」を活かした取組や、それを担ってきた地域の諸団体等をゆるやかに巻き込み展開しようとしてきた経緯もあり、さまざまな誤解を招きがちだ。最も多い誤解は、学校支援ボランティア活動との混同である。確かに、学校支援ボランティアの活動も地域学校協働活動には含まれるものの、まったくイコールの関係ではない。あるいは、学校という場を活用して地域住民がおこなう社会体験や自然体験の活動だと誤解されることも多いが、これもまた、まったく同じものとはいえない。地域学校協働活動で最も大切なのは、子供支援のボランティアが増えたり、そこに多くの地域住民が参画するようになったりすることではなく、保護者を含む地域住民が、学校と一緒に未来の教育の在り方を協議し、ともに育成しようという意識を高め、活動に取り組んでいくことにある。そこで、本論の後半では、そうした要件を満たす取組へと成熟していくために、重要となる論点について、3点に整理して論じていくこととしよう。

論点1 学びや学び方について、改めて問い直すこと

GIGA スクール化にともなう ICT 機器の活用、リアル体験の不足や子供の問題行動、地域防災や若者が地元で定着しないなど、学校や子供、地域を取り巻く課題がより複雑化・困難化している社会の中で、「あらゆる教育や子供をめぐる社会問題に精通し、効果的な指導、ケアができる教員」という都合のよい専門職を望むことには限界がある。これは教員という職に限ったことではない。今日、あらゆる社会的な課題に取り組んで行くためには、可能な限り多様なステークホルダー（利害関係者）が集まり、それぞれの職業、家庭、地域社会等での経験を活かして知恵を絞り、効果的なパートナーシップの下で試行錯誤していくしかないことは、国際連合の「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」で示されているとおりである³。

つまり、私たち大人もこれからの社会をより良く生きていくために、子供を含む多様な他者との学びあい、成熟することが求められる存在なのである。だからこそ、この取組は社会教育の事業として展開されており、「学校を核とした地域づくり」と呼ばれてきたのである。学校観、教育観、社会観、人間観といった様々なものの見方や考え方等の対話、相互理解を通じ、今の時代に求められる家庭教育、学校教育、社会教育のねらいや内容、方法について、ブラッシュアップすることが期待されている。

ただし、これを、新たな学習活動や行事をどんどん取り込むようなスタイルで進めてはいけない。教職員の勤務時間の適正化もまた、学校教育制度を維持するためには不可欠だからである。学校外のステークホルダーの役割は、むしろ現在行っている行事や学習活動の意義や成果を問い直すことで、学校風土の中では敬遠されがちな活動・行事の「スクラップ」を助け、より効率的、効果的な取組形態に「ビルド」をおこなう「提案」をすることなのではないだろうか。地域学校協働活動では、しばしば地域側のやりたい活動に学校が巻き込まれるという危機感や、あるいはそうならぬために学校側がより周到に準備しなければならないという負担感など、そのイニシアティブをめぐる行き違いがいくつもみられるだけに、解決に向けたアプローチについて、学校と地域とが確認しておくことは重要な点である。

論点2 学校と家庭以外で子供が成長できる場をつくるために

地域学校協働活動の「協働」という語は、先に述べたパートナーシップの邦語とも、また、経営学分野で用いられる collaboration の邦語でもあるとも言われる。collaboration の提唱者として知られるバーナード (Barnard、C.I.) によれば、「共通の利害関心を持つ人びとが、共通の目的のために機能的な協力をすること」⁴と定義されている。そこに至る要件は、単にお互いの足りない資源を補い合い、分担しあうことで、自分たちの活動が充実・改善できることではない。重要なのは、相手の充実や成長を自らの社会的責任と結びつけて考え、リスクや負担を引き受けながら進める体制が構築できているかという点だとされている。

つまり、地域学校協働活動のねらいは、「先生や親の代わりになるボランティア」を地域の中に増やすことであってはならない。学校や家庭以外において、保護者でも教職員でもない第三者と子供との新しい関係(ナナメの関係)を結ぶことや、子供が地域の一員として気軽に過ごし、活躍できる居場所(サードプレイス)を、安心・安全を守りつつ作り出していくことでなければならない。それこそが、地域住民にしかできない教育的な役割なのである。

そうした地域と子供とのつながりの中、子供は地域のヒト・コト・モノを教えてもらうだけでなく、実際にそこで培った成果を、地域の中や学校の中で活かすことができるところまで、学習プロセスをセッティングし、教育活動を提供していくことが求められる。現行の学習指導要領では、こうした「学校教育を通じてより良い社会を創る力を育む学習」を、「社会に開かれた教育課程」と呼び、地域にある現実の課題を素材に、問題発見、課題解決の学習活動を授業化することが開始されてきている。活動の開始当初は、補完やお手伝いといった意識でもよいだろう。しかし、活動を続けていく中で「子供の学びを学校教育、教室、教員だけで完結させない」ために何ができるのか、という視点で活動の成熟を捉えていく必要があるだろう。

論点3 「地域」を広げつながっていくために

地域学校協働活動について論じていると、「その『地域』とはだれ・どこの範囲をさす用語なのか」という質問を受けることがしばしばある。たしかに、学校という言葉では、児童・生徒、教職員、学校施設、教育課程といった範囲の想定が比較的容易であるが、「地域」はわかりにくい。各種の学校区や住民自治組織ごと等、何らかのエリアを設定し、その範囲で子供の成長に関わるべき立場のあらゆる大人を組織化し、それを「地域」と呼んで地域学校協働活動に取り組む、というストーリーはあまりに予定調和な発想であろう。

土地の広さでもって「地域」を設定する方法は、地域学校協働活動には不向きと感じる。そこで質問の回答の代わりに、筆者は①学校という公の場において教職員とともに、②当該校やそこに通う子供に愛情や関心、期待をもってその発展や成長に関わりたいと思う人、この2条件を満たす地域住民どうしをつなぎ、そうした人々どうしのネットワークを「地域」と呼んではどうかと提案をしている。たとえ一時的には少数で、属性や特徴が偏った構成となっても、たとえ地続きの場で生活していない人が入っていても、常に多様な人を巻き込みながら広げていく「地域」の姿を共有できていることの方が、多様

性の確保という意味でも、活動における主体性や自発性の尊重という意味でも重要ではないだろうか。

もちろん、外部者の立ち入りに敏感にならざるを得ない学校や、子供が集まる場において、教職員でも保護者でもない地域住民が、情報を共有し、深く関わっていくためには、継続的な研修や相互交流の不可欠であろう。また、そこで中核的な役割を果たしていく人材については、法律に基づきながら教育委員会が、「社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者」であることを確認し、地域学校協働活動推進員として委嘱を積極的に行っていくべきでもある。多様な主体による学校と地域の連携・協働をいかに確保していくのか、ストラテジックに検討していく必要があるだろう。

おわりに

ここまで、地域学校協働活動の概要とその課題について整理してきたように、これからの社会教育には、地域社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合うことを通じ、子供の学びを牽引できる大人の支援と組織化が、強く求められているといえよう。

参考文献

1. 熊谷慎之輔・志々田まなみ・佐々木保孝・天野かおり『地域学校協働のデザインとマネジメントーコミュニティ・スクールと地域学校協働本部による学びあい・育ちあい』学文社、2021年。
2. 文部科学省『これからの学校と地域ーコミュニティ・スクールと地域学校協働活動』2020年、https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf

注釈

-
- ¹ 学校教育では、学校経営や授業・カリキュラムについて地域住民の意見や評価をもとに充実・改善していく学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の導入が2004年から、地域学校協働活動とは別個に進められてきたが、現在は一体的な推進が目指されている。
 - ² 文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査報告2022」（<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/chosa/post-1.html>）（2022年8月31日参照）。
 - ³ United Nations website “THE 17 GOALS”<https://sdgs.un.org/goals>（2022年8月31日参照）
 - ⁴ Barnard, C. I., The Functions of the Executive, Cambridge, MA, Harvard University Press, 1938.（山本安次郎・田杉競・飯野春樹訳『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社、1968年。）